

# GPS 捜査におけるプライバシー保護

—最高裁平成 29 年 3 月 15 日大法廷判決を契機として—

尾崎愛美<sup>†1</sup>

**概要**：近時、わが国において、GPS を用いた捜査の法的性質をめぐる議論が活発化している。かかる状況下において、最高裁は、GPS 捜査は「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得る」とした上で、「GPS 捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとすれば、その特質に着目して憲法、刑事法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい」と判示した。したがって、GPS 捜査に関する立法についての検討を行うことは喫緊の課題であるとする。そこで、本報告では、同判決を検討しつつ、GPS 捜査に関する問題状況を整理し、その法的規律のあり方を示すこととしたい。

**キーワード**：GPS 捜査、プライバシー、モザイク理論

Clear Procedure for the Use of GPS in Criminal Investigation to avoid violating Suspects' Privacy Right

## 1. はじめに

一般に、GPS 捜査とは、GPS 位置情報を取得し、被疑者を追跡・監視する捜査手法をさす。さらに、GPS 捜査は、車両等に GPS を装着して位置情報を取得する装着型 GPS 捜査と、携帯電話等に内蔵された GPS を用いて位置情報を取得する内蔵型 GPS 捜査とに大別される。

装着型 GPS 捜査の法的性質をめぐることは、下級審レベルで判断が分かれていたが、後述の最高裁平成 29 年 3 月 15 日大法廷判決は、同捜査を「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法」とした上で、「刑事法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制的処分」とであると結論付けた。

これにより、装着型 GPS 捜査の法的性質をめぐる議論について、一応の決着が付くことになったが、これまで立法論に慎重な態度をみせていた最高裁が、GPS 捜査につき、「立法的な措置が講じられることが望ましい」と判示した点については、議論のわかれるところでもある。

この点、最高裁は、装着型 GPS 捜査のプライバシー侵害を重く捉えて上記の結論に至ったように思われる。そこで、本稿では、本判決におけるプライバシー侵害に関する検討を踏まえた上で、この問題について議論の蓄積がある米国の理論（特に、情報の蓄積という観点からプライバシー侵害の程度を把握するモザイク理論）を参照しつつ、我が国における装着型 GPS 捜査の法的規律のあり方について検討する。

## 2. 最高裁平成 29 年 3 月 15 日大法廷判決<sup>a</sup>

### 2.1 事案の概要

被告人が複数の共犯者と共に犯したと疑われていた窃盗事件に関し、平成 25 年 5 月 23 日頃から同年 12 月 4 日頃までの約 6 か月半の間、被告人、共犯者のほか、被告人の知人女性も使用する蓋然性があった自動車等合計 19 台に、同人らの承諾なく、かつ、令状を取得することなく、GPS 端末を取り付けた上、その所在を検索して移動状況を把握するという方法により GPS 捜査が実施された（以下、この捜査を「本件 GPS 捜査」という。）。

平成 25 年 12 月、共犯者は逮捕され、公判は大阪地裁第 9 刑事部に係属した。遅れて逮捕された被告人の公判は、大阪地裁第 7 刑事部に係属した。両刑事部は、判決に先立ち、本件捜査によって得られた証拠の証拠能力について、各々決定を下した。

### 2.2 大阪地裁平成 27 年 1 月 27 日一審証拠決定<sup>b</sup>（共犯者に対する証拠決定）

大阪地裁第 9 刑事部は、本件 GPS 捜査のプライバシー侵害の程度について、以下のように述べた。

「本件で使用された GPS 発信器は、捜査官が携帯電話機を使って接続した時だけ位置情報が取得され、画面上に表示されるというものであって、24 時間位置情報が把握され、記録されるというものではなかった。また、接続すると、日時のほかおおまかな住所が表示され、地図上にも位置が表示されるが、その精度は、状況によっては数百メートル程度の誤差が生じることもあり、得られる位置情報は正確なものではなかった。加えて、捜査官らは、自動車で外出した被告人らを尾行するための補助手段として上記位置情

<sup>†1</sup> 株式会社 KDDI 総合研究所、慶應義塾大学大学院法学研究科。  
KDDI Research, Inc., Graduate School of Law, Keio University.  
<sup>a</sup> [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/600/086600\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/600/086600_hanrei.pdf)

<sup>b</sup> LEX/DB 文献番号 25506264.

報を使用していたにすぎず、その位置情報を一時的に捜査メモに残すことはあっても、これを記録として蓄積していたわけではない。そうすると、本件 GPS 捜査は、通常の張り込みや尾行等の方法と比して特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、強制処分には当たらない」。

## 2.3 大阪地裁平成 27 年 6 月 5 日一審証拠決定<sup>c</sup>（被告人に対する証拠決定）

他方、大阪地裁第 7 刑事部は、本件 GPS 捜査のプライバシー侵害の程度について、以下のように判示して、強制処分性を肯定し、本件捜査により得られた証拠を排除した。

「本件 GPS 捜査は…公道等から他人に観察可能な場所に所在する対象を目視して観察する場合と異なり、私有地であって、不特定多数の第三者から目視により観察されることのない空間、すなわちプライバシー保護の合理的期待が高い空間に対象が所在する場合においても、その位置情報を取得することができることに特質がある…そうすると、本件 GPS 捜査は、その具体的内容を前提としても、目視のみによる捜査とは異質なものであって、尾行等の補助手段として任意捜査であると結論付けられるものではなく、かえって、内在的かつ必然的に、大きなプライバシー侵害を伴う捜査であったというべきである」。

上記証拠決定を受け、弁護人は、本件 GPS 捜査には令状主義の精神を没却するような重大な違法があると主張したが、大阪地裁平成 27 年 7 月 10 日決定<sup>d</sup>は、弁護人の主張を採用することはできないとして、被告人に懲役 5 年 6 月を言い渡した。

## 2.4 大阪高裁平成 28 年 3 月 2 日判決<sup>e</sup>

原審は、GPS 捜査一般について、「対象者のプライバシー侵害につながる契機を含むものである」としつつも、本件 GPS 捜査については、「対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状でこれを行った点において違法と解する余地がないわけではないとしても、少なくとも…重大な違法があるとは解されないとした」。

### f 判旨

最高裁は、GPS 捜査は、「公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする」性質を有するものであると指摘した上で、「このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのよう

な侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うもの」であるとした。

そして、「憲法 35 条…の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である」から、「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法である GPS 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる」と判示した。

### 2.5 小括

我が国においてはじめて装着型 GPS 捜査の適法性について判断を下した大阪地裁平成 27 年 1 月 27 日決定（以下、「1 月決定」という。）は、「通常の張り込みや尾行等の方法と比して特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、強制処分には当たらない」とした。この点、1 月決定は、かかる結論に先立ち、GPS 位置情報の蓄積がないことを指摘している。これを「プライバシー侵害の程度が大きいものではない理由として挙げられたものとみるのであれば、1 月決定は、情報の蓄積を「大きなプライバシー侵害」と捉えたとみることもできるように思われる。

他方、大阪地裁平成 27 年 6 月 5 日決定（以下、「6 月決定」という。）は、同捜査につき、「私有地…すなわちプライバシー保護の合理的期待が高い空間に対象が所在する場合においても、その位置情報を取得することができる…特質がある」として、「内在的かつ必然的に、大きなプライバシー侵害を伴う」、検証としての性質を有するものと判示した。6 月決定は、プライバシー保護の期待が強い私的空間の位置情報を取得する可能性に着目し、このような潜在的侵害をプライバシーに対する大きな侵害と判断したと考えられる。そうであれば、6 月決定は、取得される位置情報の場所的性質に着目する米国の公私区分論類似のアプローチを採用したものといえる。

なお、原審は、6 月決定同様、公私区分論的な判断枠組みを採用したものの、潜在的侵害を考慮要素から排除し、本件捜査によって「取得可能な情報は…対象車両の所在位置に限られ、そこでの車両使用者らの行動の状況などが明らかになるものではない」として、同捜査によるプライバシー侵害は大きいものではないと判断している。

これに対し、最高裁は、GPS 捜査は「対象車両及びその

<sup>c</sup> LEX/DB 文庫番号 25540308.

<sup>d</sup> Westlaw Japan 文庫番号 2015WLJPCA07106001.

<sup>e</sup> Westlaw Japan 文庫番号 2016WLJPCA03026001.

<sup>f</sup> Westlaw Japan 文庫番号 2016WLJPCA03026001.

使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする  
(報告者注)」として、6月決定同様、GPS 捜査によって生じるプライバシー侵害の潜在的侵害性をも考慮している。ただし、最高裁は、「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得る」と述べている。かかる文言を字義通りに解釈するのであれば、最高裁は、プライバシー侵害の内容を「個人の行動の継続的・網羅的把握」と捉えているようにみえる。そうであれば、最高裁の考え方は、位置情報の蓄積（これは、個人の行動履歴を構成するものに他ならない）に着目した1月決定にも近似しているといえまいか。

ところで、情報の蓄積という観点からプライバシー侵害の程度を把握する考え方については、近年、米国においても注目されているところである（いわゆる「モザイク理論」）。そこで、次章ではモザイク理論について検討することにする。

### 3. モザイク理論

#### 3.1 米国におけるモザイク理論の展開

モザイク理論は、もともと、情報自由法（Freedom of Information Act of 1966<sup>g</sup>）の適用除外(b)項(1)号に基づき、大統領命令によって秘密指定された国防または外交政策に関する情報の公開が請求される事案において用いられてきた理論である。この理論によれば、請求される情報の一つ一つが情報公開の要件をみたしていたとしても、それらを繋ぎ合わせるにより、国家の安全保障を脅かす重大な情報になりうる可能性がある場合、公開原則からの適用除外を受け、情報公開請求が棄却されることになる<sup>h</sup>。

その後、情報自由法にとどまらず、刑事事件におけるプライバシー侵害の判断に際しても、「情報が集約され、個々の情報の相関関係が明らかになり、相乗作用が生じることによって、結果的に生成される情報のモザイクが、個々の情報の総体以上の価値を有する」というモザイク理論を援用した下級審裁判例が現れた。United States v. Maynard 判決<sup>i</sup>は、かかるモザイク理論を装着型 GPS 捜査の適法性判断に転用したものである。

さらに、その上告審である United States v. Jones 判決の補足意見を執筆したソトマイヨール裁判官は、「GPS による監視は、個人の家族関係、政治的繋がり、専門家たちとの繋がり、宗教上の繋がり、そして性的関係の詳細を示す、公的空間における行動の精確かつ広範な記録を作成する…政府に見られているかもしれないとわかれば、表現の

自由や集会の自由に対する萎縮効果が生じる」と述べ、モザイク理論に親和的な見方を示した<sup>j</sup>。なお、同補足意見は、Maynard 判決のように、明示的にモザイク理論を適用したものである<sup>k</sup>。

#### 3.2 わが国におけるモザイク理論類似のアプローチ

近年、わが国の学説においても、GPS 捜査のような、人の動静を同時に監視し、あるいは事後的に追跡（再構成する）捜査、いわゆる監視型捜査の統制手法を考慮するにあたり、モザイク理論同様、当該捜査の過程で得られ「うる」情報の総量に着目して、統制を行おうとする試みがみられている。以下では、代表的な見解を検討する。

##### (1) 新たな法律による規制

###### ① 取引的=インセンティブ・アプローチ（山本龍彦教授の見解<sup>l</sup>）

山本教授は、捜査機関による情報の保管ないしデータベースの構築・運用を法的に統制すべきであり、これらの統制を公安委員会等による規則に委ねている現状を等閑視すべきではないと指摘する。山本教授は、個人情報の長期的かつ大規模な集積・統合を目的とするデータベース化については、これを強制処分と捉えて法律上の根拠を擁すると解すべきであるが、個人情報の短期的・一時的な保存を目的とする情報収集については、強制処分に当たらないとしても、その保存がデータベースへと転ずる可能性を踏まえて、法律制定のインセンティブを強く与えるような違憲審査の方法を採用すべきであるとする（インセンティブ・アプローチ）。

また、山本教授は、私事を公開・暴露されない自由として捉える従来のプライバシー観によって立つ限り、データベース化はこのような自由を侵害するものではないが、プライバシーは本来、社会的・客観的側面を有するものであると主張する。山本教授によれば、データベース化は、憲法上保護された諸活動に萎縮的效果を与えることから、プライバシーの一側面である政治的自由の侵害につながり、そのように捉えれば、データベース化は強制処分に当たることになる。したがって、データベースへの転化可能性を抑制・否定するような法律が存在していれば、かかる情報収集は、性質上、警ら中の目視に接近し、その審査も緩やかなもので足りることになるが、法律が存在しない場合には、かかる情報収集はデータベースへの転化可能性を含んだ、プライバシー侵害度の高いものとして一厳格な審査に服すべきであることとなる。

g 5 U.S.C. § 552.

h David Pozen, *The Mosaic Theory, National Security, and the Freedom of Information Act*, 115 YALE L.J. 628, 630 (2005-2006).

i United States v. Maynard, 615 F. 3d 544 (2010), at 563.

j United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012).

k Orin S. Kerr, *The Mosaic Theory of the Fourth Amendment*, 111 MICH. L. REV. 311 (2012).

l 山本龍彦、警察による情報の収集・保存と憲法、警察学論集, 2010, vol. 63, no. 8, p. 111.

## ② 稲谷准教授の見解<sup>m</sup>

稲谷准教授は、「裁判所の情報収集・分析能力は、刑事手続において保護されるべきプライバシーの内実を確定するためには貧弱」であり、「裁判所による捜査機関統制は、その有効性に本質的限界」があり、「裁判所のプライバシー権解釈(は)かえって適正なプライバシー保護の実現を困難」にすることを指摘する。そして、「令状主義の…もとは、たとえ、結果的に何ら成果のあがらなかった捜索であったとしても、事前に捜査機関が一方的な疎明を行いさえすれば、事後にその捜索が理由のないプライバシー権侵害であるとして、違憲と評価されることはないため、令状主義は現実の公益の確保を権利制約の正当化根拠としていない捜査機関に有利な規定である」とし、「刑事手続上の権利は、適正な刑罰権の実現という政策的目的を達成するために付与された権利である」と指摘する。そこで、政策形成能力を持たない裁判所ではなく、最適法政策を具現化する能力を有する国会が役割を果たすべきであり、国会と裁判所とが一層協働できるような刑事手続解釈論の探求が求められるべきであると主張する。

さらに、稲谷准教授は、従来見落とされてきた警察における資源配置の適正化という問題に着目した上で、情報処理プロセスを規律する法のあり方を考察すべきであるとし、捜査機関の情報処理能力の精度が向上している昨今の状況下では、情報処理プロセスにおける情報の濫用等に十分に配慮すべきであることを強調する。

## (2) 情報プライバシー権の導入(笹倉教授の見解<sup>n</sup>)

笹倉教授は、情報プライバシー権を捜査法に取り込み(情報の取得のみならず)情報の蓄積や利用に対して法的規制を及ぼすためには、犯罪捜査における情報の用いられ方という結果ないし文脈に着目しつつ、その価値を意識的に見出すとともに、捜査法の利益衡量の仕方を修正すべきであると主張する。

具体的には、情報の取得・蓄積・利用が一定の閾値を超える萎縮効果を持つものであるときは、捜査法の利益衡量枠組みに則り情報プライバシー権と利益の衡量を行うべきことになる。その閾値としては、情報通信技術の発達と普及の前の原状、すなわち事実上の障壁が機能していた時点で存在したはずの、捜査の利益と個人のプライバシーとの均衡状態を復元することを基本目標とすべきであるとする。そして、事後の情報の利用に制限のない状況の下では法益侵害が累積し青天井になり得るため、ひとまず利用目的を一定の範囲に制限する原則を採用し、そのような限定された利用目的だけを取得規制に反映させた上、それを超える

当該情報の他目的での利用(目的外利用)とそれに備えた蓄積については別途正当化の論証を要求すべきであると指摘する。

さらに、笹倉教授は、情報通信技術の便益を捜査に活かしつつ情報プライバシー権を支える価値に対する危険を低減することも可能であるところ、法律のみならず、アーキテクチャやアルゴリズムによって、監視の頻度の抑制を実現することが可能であると指摘する。

## (3) 令状による規制

### ① 緑准教授の見解<sup>o</sup>

緑准教授は、令状主義につき、「令状審査を通じて不必要・不相当な権利・利益への侵害を回避する点と、一般令状を否定する点」を有しており、「処分範囲の限界の取得を否定するという側面、被疑事実との関連性を欠く情報・目的外の情報の取得を否定するという側面を有していた」と述べる。そして、このような令状主義の趣旨は、情報取得量の総量ないし上限を画そうとする点において、捜査機関が取得する情報量に着目して総量規制を行おうとするモザイク理論と接合する側面があると指摘する。

また、令状を通じて被疑事実に関連性のない情報の取得をできる限り排除し、取得された情報の濫用を予防しようとする限りにおいては、情報プライバシーとも接合しうる側面があるとも指摘する。緑准教授は、このように令状主義の価値を高く評価した上で、「監視型捜査に対する明文規定による法的規律が、何ら存在しない段階においては、既存の強制処分の枠組みに落とし込んだ上で令状により規制することは、選択肢として考えられる」とであると主張する。

この点、緑准教授は、令状主義をもってすれば、情報取得時に監視型捜査の規律は有効になしえ、かつその後の濫用を予防することができるかというかは、なお検討の余地があることを示唆する。

### ② 池亀助教の見解<sup>p</sup>

池亀助教は、憲法35条を「個々人の生活の安全」という実体的権利を保障する者であるとした上で、さらには、「公共の福祉」による権利保障の限界が認められる他の自由権保障規定と異なり、「公共の福祉」と「個々人の生活の安全」の衡量の結果としての「権利保護の解除の具体的条件」、すなわち、「正当な理由」の存在が憲法に明記され、その条件の審査が、独立の司法機関によって行われることまでも規定している「捜査活動の統制規定」とであると定義する。

そして、捜査活動の統制原理を犯罪捜査のために行われる捜査機関による情報の収集についてあてはめ、その侵害

<sup>m</sup> 稲谷龍彦。刑事手続におけるプライバシー保護—熟議による適正手続の実現を目指して(一)。法学論叢, 2011, vol. 169, no. 1, p. 1.

<sup>n</sup> 笹倉宏紀。捜査法の体系と情報プライバシー。刑法雑誌, 2016, vol. 55, no. 3, p. 33.

<sup>o</sup> 緑大輔。監視型捜査と被制約利益-ジョーンズ判決を手がかりとして。刑法雑誌, 2016, vol. 55, no. 3, p. 6.

<sup>p</sup> 池亀尚之。捜査機関による情報収集活動の高度化とその法的規律の在り方。同志社大学博士論文(甲)第579号, 2013.

性を図るにあたっては、収集される情報の属性と総量、詳細さを総合的に考慮して、その全容を適切に把握すべきであると主張する。

そこで、予防法理としてのモザイク理論を用いて適切に侵害性を測定することが可能であるとし、予防法理であるモザイク理論を取り入れた具体的な思案として、GPS 捜査については「位置情報取得等のための令状」を提案する。同案によれば、GPS 捜査については、取得情報が「特定」され、位置情報取得の「必要性」が積極的・具体的に疎明されなければならない。また、被侵害利益の重大性に鑑み、令状発付を請求できるのは、検察官と警部以上の司法警察員等に限定されるとされ、取得の期間は「30 日間」が基準とされる。さらに、不服申立てに備え、取得過程の記録が作成されなければならない、通信傍受法同様、6 か月以内に位置情報等を破棄すべきであるとしている。

#### (4) 小括

これらの見解は、情報技術の劇的な発展によって、捜査機関が、情報を収集・保管するためのコストが低下し、情報が無制約に集積・統合され得ることによって生じるリスクアナログ時代には考慮されなかったリスクをどのように取り扱うべきか、という視点を出発点とし、捜査の過程で収集され「得る」情報の総量に着目するものである。しかしながら、GPS 捜査を規律する立法の必要性という点からみると、各見解の認識には差異があるように思われる。

山本説・稲谷説は、立法による手続的・構造的な統制の必要性を重視するという点で共通するが、稲谷説が裁判所の果たす役割に懐疑的であるのに対し、山本説は、裁判所による自己情報コントロール権としてのプライバシー権解釈はなお必要であり、立法を行うインセンティブを生み出すという裁判所の価値を強く認めている点に違いがある。

笹倉説もまた、自己情報プライバシー権という概念に依拠した上で、監視型捜査の統御を論ずるべきであるとされ、この点、山本説と同様の見解を有しているといえる。笹倉説・山本説は、予想される侵害をあらかじめ見積もった上で、規制を要するという概算的思考を持つ点においては、同一の方向性にある見解であると考えられるが、笹倉説は、データベースによるアクセス権限やサーバの処理能力といったアーキテクチャによる規制の可能性に着目するものである。

これに対し、緑説は、モザイク理論は情報プライバシーのみならず令状主義も接合しうる概念であると指摘した上で、「監視型捜査に対する明文規定による法的規律が、何ら存在しない段階においては、既存の強制処分枠組みに落とし込んだ上で令状により規制することは、選択肢として

考えられる」であるとする(緑准教授によれば、United States v. Jones 判決補足意見は、このようなプラグマティックな発想によるものであるとされる.)。池亀説は、緑教授と同様の考え方に立った上で、これをさらにすすめ、令状による規制の方法として、「位置情報取得等のための令状」を提案するものである。

#### 4. 検討

緑説は、従来の強制処分の枠組みの中で、モザイク理論を用いて、プライバシー侵害の程度を把握しようとするものであり、「プラグマティック」な手法であるといえる。笹倉説もまた、ビジネス分野におけるプライバシー保護の取り組みに類似した見解といえ、迅速な実現可能性の高い見解と思われる。

さらに、装着型 GPS 捜査の法的規律のあり方としては、捜査類型ごとに分類し、捜査類型に対応した規律のあり方を考えていくという見解がある。たとえば、太田茂教授は、装着型 GPS 捜査の強制処分該当性の判断にあたり、同捜査が、現実的かつ具体的に「重要な権利・利益の実質的な制約・侵害」を生じさせ得るものであることを中心に据えた具体的な検討がなされるべきであるとした上で、同捜査を、尾行補助手段型と継続的監視型とに区別して論ずるべきであると指摘する<sup>q</sup>。装着型 GPS 捜査に関する別の事案である名古屋高裁平成 28 年 6 月 29 日判決<sup>r</sup>もまた、同捜査が内包しているプライバシー侵害の危険性が相当程度現実化したか否かを適法性の判断基準としており、「尾行中に失尾した際や、尾行開始に当たって被告人の住居地に被告人使用車両がない場合に、被告人使用車両の位置を確認した上で尾行を行うため(という捜査開始の)目的に沿った運用がなされれば、対象車両の使用者のプライバシーを大きく侵害する危険があるとまではいえない」としている。

これに対し、最高裁は、GPS 捜査につき、一律に、「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得る」捜査手法であると認定し、立法による解決が求められるべきであると判示した。この点、最高裁の判断枠組みは、新たな立法を促すことによってプライバシー保護を図ろうとしたものであり、山本説・稲谷説に近似したものと捉えることができる。なお、最高裁は、尾行補助手段型と継続的監視型の区分の困難性に鑑み、装着型 GPS 捜査について、上記のような一律的な定義を行ったものと考えられる。今後、GPS 捜査に関する立法制定作業が進められていくものと解されるが、かかる過程においては、尾行補助手段型と継続的監視型の区分が真に不可能であるのか否かにつき、より綿密な考慮がなされていくものと思われる<sup>s</sup>。

<sup>q</sup> 太田茂。GPS 捜査による位置情報の取得について。刑事法ジャーナル、2016、p. 61.

<sup>r</sup> Westlaw Japan 文献番号 2016WLJPCA06296001.

<sup>s</sup> なお、最高裁判決が、6 月決定同様、公私区分論に依拠したアプローチ

## 参考裁判例

- [1] 広島地裁平成 28 年 2 月 16 日判決（Westlaw Japan 文献番号 2016WLJPCA02166006）.
- [2] 広島高裁平成 28 年 7 月 21 日判決（Westlaw Japan 文献番号 2016WLJPCA07216009）.
- [3] 名古屋地裁平成 27 年 12 月 24 日判決（Westlaw Japan 文献番号 2015WLJPCA12246002）.

## 参考文献

- [1] 清水真. 捜査手法としての GPS 端末の装着と監視・再論. 明治大学法科大学院論集, 2013, vol. 13, p. 163.
- [2] 大野正博. GPS を用いた被疑者等の位置情報探索. 曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集中巻, 成文堂, 2013, p. 485.
- [3] 石江夏生利. 個人情報保護法の現在と未来. 勁草書房, 2014, p. 74-77.
- [4] 小向太郎. ビッグデータと捜査機関との情報共有. 入門・安全と情報. 成文堂, 2015, p. 85.
- [5] 指宿信. アメリカにおける GPS 利用捜査と事前規制. 季刊刑事弁護, 2016, vol. 85, p. 89.
- [6] 穴戸常寿. 安全・安心とプライバシー. 論究ジュリスト, 2016, vol. 18, p. 54.
- [7] 松代剛枝. GPS 及び携帯電話による位置情報取得捜査. 浅田和茂先生古稀祝賀論文集中巻. 成文堂, 2016, p. 39.
- [8] 池亀尚之. GPS 捜査：近時の刑事裁判例の考察と法的問題点の整理. 愛知大学法学部法経論集, 2016, vol. 209, p. 77.
- [9] 尾崎愛美. 装着型 GPS 捜査とプライバシー—情報プライバシー侵害の段階的分析を通じて—. 法学政治学論究, 2016, vol. 111, p. 39.
- [10] 緑大輔, 高平奇恵, 尾崎愛美, 斎藤司, 三島 聡. 特集 GPS 装置による動静監視. 季刊刑事弁護, 2017, vol. 89, p. 92.

---

を採用したのか否かについて、また、最高裁の「私的領域」の内容をどのように捉えるべきかについて、等、最高裁判決の詳細な検討については、

今後の課題としたい。